

八尾市立障害者総合福祉センターにおける自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する郵便の利用による一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、郵便の利用による同条第1項の一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 次条に規定する公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について、次条に規定する公告の日において引き続き2年以上営業を行っている者であること。
- (4) 市税（八尾市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 代表者、役員、支店長、営業所長等の相当の地位にあるものが集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

2 市長は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を入札参加資格として定めることができる。

- (1) 大阪府内において、次条に規定する公告の日から過去3年間食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていない者であること。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札の公告)

第3条 市長は、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、入札により契約を締結しようとするときは、政令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

2 前項の公告には、当該入札に係る最低貸付料を明示するものとする。

(入札参加申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、公告において指定する期日までに別に定める申請書等を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(入札参加資格の確認)

第5条 市長は、前条の規定による申請を審査して入札参加資格の有無を確認し、その結果を別に定める通知書により該当申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、入札参加資格がないとした者については、その理由を付すものとする。

(入札参加資格の喪失)

第6条 前条の規定により、当該入札参加資格を有するとされた者（以下「参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格を有しないこととなったとき。
- (2) 入札参加申請及びその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

2 前項の場合において、市長は、速やかに当該参加資格者に対し、理由を付して通知するものとする。

(募集要項の縦覧等)

第7条 入札に係る募集要項、貸付物件説明書、契約書案、仕様書等（以下「募集要項等」という。）の縦覧及び配布は、公告により定めるところにより行うものとする。

(質問及び回答)

第8条 募集要項等に関して質問がある者は、別に定める質問書を提出期限日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の質問書を受理したときは、期間を定め回答するものとする。

(入札の執行等)

第9条 市長は、第5条第1項の規定による資格確認の結果、参加資格者が1者以上ある場合は入札を執行する。

- 2 入札参加者は、別に定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、公告において指定した方法により提出しなければならない。
- 3 同一人が代表者となる法人等は、重複して入札に参加することはできない。
- 4 入札参加者は、市長から示された募集要項等その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札日前にあっては、別に定める入札辞退届を市長に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。
 - (2) 入札日にあっては、入札辞退届を入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第11条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第12条 市長は、次に該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき。
- (2) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項の規定により入札を中止した場合も、同様とする。

(開札)

第13条 開札は、公告において指定した日時及び場所において行う。

2 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、開札に関する意見や発言等を行うことは認めない。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所に提出（郵送）しない入札
- (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (4) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 記名及び押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (10) 最低貸付料（要綱第4条第1項に規定する最低貸付料をいう。以下同じ。）未満の入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

(落札者の決定)

第15条 市長は、最低貸付料以上の額で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

2 前項の場合においては、当該入札事務に關係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果等の公表)

第17条 市長は、落札者を決定したときは、直ちに掲示板に掲示するとともに、落札者に通知するものとする。また、入札日の翌日（翌日が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、国民の祝日の場合はその翌日）までに市ホームページに掲載することにより落札者を公表するものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関し必要な事項

は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月6日から実施する。